

施策分析シート（平成29年度）

No1

施策名	児童相談所の設置及び円滑な運営		施策No	03-04	部課名	子育て支援部	課長名	西浦 内線	3840	
関連部課名	子ども家庭支援センター									
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市								
	政策	03	子育てしやすいまちの形成							
目的	児童相談所を設置し、児童相談行政を担うことで、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行う。そして、全ての子ども生命と安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするために、児童相談行政の更なる充実を図る。									
指	幸福実感指標名		指標の推移			指標に関する質問文				
			26年度	27年度	28年度					
	子育て・教育環境の満足度		3.46	3.46	3.43	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？				
標	施策の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明			
			26年度	27年度	28年度	29年度見込み				目標値(38年度)
	児童虐待相談新規受理件数（子ども家庭支援センター）（件）		235	214	303	350	600			
	相談対応活動件数（子ども家庭支援センター）（件）		17,118	24,976	30,341	25,500	30,000			
	区内の養育家庭数（世帯）		6	6	7	8	20			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目		27年度	28年度	差額	勘定科目		27年度	28年度	差額		
	行政費用	給与関係費			57,045		行政収入	地方税等			0	
		物件費			21,019			国庫支出金			2,492	
		維持補修費			119			都支出金			2,666	
		扶助費			0			分担金及び負担金			0	
		補助費等			848			使用料及び手数料			425	
		減価償却費			3,925			その他			0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額			0			行政収入合計(a)			5,583	
		賞与・退職給与引当金繰入額			2,791			行政収支差額(a)-(b)=(c)			80,163	
		その他行政費用			0			金融収支差額(d)			0	
行政費用合計(b)				85,746		通常収支差額(c)+(d)=(e)				80,163		
特別費用(g)			0		特別収入(f)			0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0		当期収支差額(e)+(h)			80,163				
貸借対照表	勘定科目		27年度	28年度	差額	勘定科目		27年度	28年度	差額		
	流動資産	収入未済			0		流動負債	還付未済金			2,791	
		不納欠損引当金			0			特別区債			0	
		その他の流動資産			0			賞与引当金			2,791	
		有形固定資産			105,644			その他の流動負債			0	
		土地			89,800			固定負債	特別区債			41,060
		建物			145,360				退職給与引当金			41,060
		建物減価償却累計額			129,516				その他の固定負債			0
		工作物等			0				負債の部合計			43,850
		工作物等減価償却累計額			0				正味財産			61,794
無形固定資産				0		正味財産の部合計				61,794		
建設仮勘定			0		負債及び正味財産の部合計			105,644				
その他の固定資産			0									
資産の部合計			105,644									

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>区の子ども家庭支援センターに寄せられる相談内容は複雑多岐にわたっており、平成28年度における児童虐待に関する相談は、平成21年度と比較して約8倍に増加している。</p> <p>区では、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、地域の関係機関で構成された「荒川区要保護児童対策地域協議会」等により、地域のネットワークを活用した支援体制を確立している。</p> <p>区ではこれまで、児童相談所の早期移管を国や都に求めてきたが、平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区が「児童相談所」を設置することが可能となった。</p> <p>財務諸表では、給与関係費を除くとショートステイ事業や養育支援訪問事業の委託料等である物件費が全体の4分の1ほどを占めている。また、国や都からの補助金がショートステイ事業や養育支援訪問事業等に充てられている。</p>
課題	<p>児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫した支援を行うとともに、子どもと保護者が生活する地域の協力を得ながら対応していく必要がある。</p> <p>区が児童相談所を設置し、運営するためには、都や特別区間における十分な連携が必要である。</p> <p>高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築や社会的養護が必要である。</p>
今後の方向性	<p>里親の拡大や児童養護施設（グループホーム等）の誘致など、社会的養護の体制整備に取り組む。</p> <p>都や特別区間の連携体制を確保し、質の高い専門人材による職員体制を構築した上で、児童相談所の早期開設を目指す。</p> <p>地域の関係機関とのきめ細やかな連携や情報の共有と、区が持つ子ども等に関する詳細な情報の活用により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う体制を整備する。</p> <p>子ども家庭支援センターの相談機能の充実・強化を図るとともに、区の組織を最大限活用し、効率的な事務の執行体制を構築する。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	児童相談行政の更なる充実を図るため、重点的に推進する必要がある。

施策を構成する事務事業の分類

事務事業名	事務事業 No	決算額（千円）		施策推進のため の分類		分類についての説明・意見等
		27年度	28年度	29年度	30年度	
児童相談所移管準備事業	10-01-25			重点的 に推進	重点的 に推進	平成32年度の児童相談所開設に向けて重点的に推進していく必要がある。
管理運営費（子ども家庭 支援センター）	10-05-01	4,386	3,893	重点的 に推進	重点的 に推進	子どもと家庭に関する相談の拠点施設として、その機能を強化し、児童虐待や養育困難等のケースに対する対応力の充実を図る必要がある。
要保護児童対策事業	10-05-02	6,488	4,510	重点的 に推進	重点的 に推進	児童相談所の設置を見据えて、要保護・要支援児童とその保護者及び特定妊婦の支援について、関係機関と連携しながら中核機関として積極的に推進していく。
ショートステイ事業	10-05-07	8,872	13,584	推進	重点的 に推進	児童福祉法において市町村が実施する事務として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、また、区児童相談所開設に向け、区における社会的養護の拡大を図るため、重点的に推進していく。
合 計		19,746	21,987			